令和８年度版　静岡市建築確認事前チェックリスト（調査内容と調査先一覧）

令和8年9月3日作成
静岡市　都市局　建築部　建築安全推進課

・このチェックリストは建築確認申請に関連する主要な事項及び所管部局を示したものです。
・建築確認申請にあたって、下記の関係法令及び指導事項等について、事前に十分に調査してください。
・調査の結果に基づき、許可証の添付、協議済み印等、必要な手続きを行ってください。
※　場所について「静岡」は静岡庁舎、「駿河」は駿河区役所、「清水」は清水庁舎を示す。

＜敷地の用途地域、接道等の調査＞ ※用途地域、道路については、間違いを避けるため、各担当窓口で直接確認されるようにお願いします。

Ｎｏ	項目	ﾁｪｯｸ欄	調査内容	場所	担当課名	係名
1	都市計画区域等		区域区分、地域地区（用途地域、特別用途地区（大規模集客施設制限地区、特別工業地区）、防火準防火地域、高度地区等）	静岡/7F	都市計画課	土地利用計画係 054-221-1409
2	都市計画道路		事業中の道路　葵区の北部（安倍街道沿いは門屋以北、安倍川西側は美和・安倍口・足久保地区）	俵沢道路工事センター	葵北道路整備課	工事係・維持係 054-294-1136、054－294－1131
			〃　葵区の南部（安倍街道沿いは下以南、安倍川西側は美和・安倍口・足久保地区を除く地域）	静岡/4F	葵南道路整備課	工事第1～4係 054-221-1647～1649、1452
			〃　駿河区	静岡/4F	駿河道路整備課	工事第1～3係 054-221-1430、1739、1735
			〃　清水区	清水/7F	清水道路整備課	工事第1～4係 054-354-2148、2478、2465、2466
3	道路関係		静岡市道、静岡県道、国道149号、国道150号、国道362号	静岡/6F	土木管理課	総務・道路台帳係 054-221-1127
			３号道路(法第42条第1項第3号)、４号道路(法第42条第1項第4号)、位置指定道路（法第42条第1項第5号）、２項道路(建築基準法第42条第2項)	静岡/5F	建築安全推進課	狭あい道路係 054-221-1238
4	建築許可		建築基準法第43条第２項許可又は認定			指導係 054－221-1267
			建築基準法及び県条例による例外的な許可又は認定 （仮設建築物、一団地、適用除外、既存建築物等の認定、等）			
5	農道		農道認定	静岡/12F	葵・駿河農業施設管理事務所	管理係 054-221-1147
				清水/6F	農地整備課	管理係 054-354-2065

＜建築確認対象法令（建築基準関係規定の一部）＞

Ｎｏ	項目	ﾁｪｯｸ欄	調査内容	場所	担当課名	係名
6	都市計画道路		都市計画法第53条による許可	静岡/7F	都市計画課	都市施設計画係 054-221-1476
7	区画整理区域		都市計画法第53条による許可	静岡/7F	都市計画課	都市施設計画係 054-221-1476
8	都市計画公園		都市計画法第53条による許可	静岡/7F	都市計画課	都市施設計画係 054-221-1476
9	開発行為 市街化調整区域		都市計画法第29条、第35条の2、第42条及び第43条による許可	静岡/5F	土地政策課	開発政策係 054-221-1118
10	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）		盛土規制法第12条第1項、第30条第1項による許可、第16条1項、第35条第1項による変更許可			盛土対策係 054-221-1591
11	駐車場附置義務		駐車場法第20条に基づく駐車場附置に関する条例　（商業・指定近隣商業･周辺地区）	静岡/7F	交通政策課	企画係 054-221-1471
12	自転車等駐車場附置義務		自転車法第5条に基づく駐輪場附置に関する条例（商業・近隣商業地域）			
13	屋外広告物法		屋外広告物法第3から5条、屋外広告物条例に基づく許可申請等	静岡/7F	景観まちづくり課	屋外広告物係 054-221-1123
14	水道法		水道法第16条の２並びに静岡市水道事業給水条例第３条	上下水道局庁舎/4F	水道建設・維持課 （駿河区及び葵区） ※簡易水道地区を除く	給水装置係 054-270-9135
				清水/6F	水道事務所 （清水区）	給水装置係 054-354-2745
				門屋浄水場	中山間地水道課 （葵区の簡易水道地区）	簡易水道施設係 054-207-9470
15	下水道法		下水道法10条第1項及び第3項並びに第30条第１項　（下水道供用区域等）	上下水道局庁舎/5F	下水道維持課 （葵区、駿河区）	排水設備係 054-270-9235
				清水/6F	下水道事務所 （清水区）	排水設備係 054-354-2744
16	消防法		消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条	消防局庁舎/5F	査察課	消防同意係 054-280-0144
17	港湾法		静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例	静岡県清水港管理局　管理課		054-353-2202
18	土砂災害(特別)警戒区域		土砂災害防止法第7条、第9条	静岡県静岡土木事務所	企画検査課	054-286-9322
				静岡/6F	建設政策課	土木防災係 054-221-1446
19	地区計画区域（条例制定地区）		都計法第58条の2、地区計画条例 （日の出、船越北矢部、草薙駅前、南幹線、飯田・庵原、由比駅周辺、蒲原中部、蒲原西部、大岩一丁目、清水三保羽衣、駿河台、西千代田町、松富上組、柳町若松町、呉服町1-6、羽鳥大門町、中島、草薙駅北、恩田原・片山、城東町、御幸町9-10番・伝馬町4地区,丸子赤目ヶ谷、紺屋町・御幸町、宮川・水上）	[届出]静岡/7F	都市計画課	土地利用計画係 054-221-1409
				※「草薙駅北地区」の届出は清水まちづくり推進課　まちづくり推進係　（清水/9F:054-354-2018） 「恩田原・片山地区」の届出は大谷・小鹿まちづくり推進課　区画整理係（西大谷12-9/054-239-1980） 「宮川・水上地区」の届出は大谷・小鹿まちづくり推進課　開発推進係（西大谷12-9/054-238-1981）		
				[条例問合せ] 静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
20	特別用途地区　（大規模集客施設制限地区、特別工業地区）		大規模集客施設制限地区建築条例（準工業地域：１万㎡超の集客施設の制限） 特別工業地区建築条例（由比、蒲原、西島・下島・平和町）	静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
21	高度地区		建築基準法第58条	静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
22	バリアフリー法		高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 基準適合義務（2,000㎡以上の特別特定建築物）	静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
23	建築物省エネ法		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 基準適合義務	静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259

＜届出、報告等が必要な法令・要綱等の主なもの＞

Ｎｏ	項目	ﾁｪｯｸ欄	調査内容	場所	担当課名	係名
24	中高層建築物		中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例 (住居系および無指定10m、非住居系15mを超える建築物)	静岡/5F	建築安全推進課	指導係 054-221-1267
25	景観法・景観条例		景観法第16条に基づく「行為の届出」及び「変更の届出」、静岡市景観条例第14条に基づく「完了届」 （※令和２年２月より届出対象工作物に太陽光発電設備が加わりました。） （※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物は、届出の60日前までに事前協議をお願いします。）	静岡/7F	景観まちづくり課	都市景観推進係 054-221-1049
26	福祉のまちづくり		静岡県福祉のまちづくり条例　届出義務（特定公共的施設に該当する場合）	静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
27	静岡県建築物環境配慮制度 （CASBEE静岡）		静岡県地球温暖化防止条例　（延べ面積2,000㎡以上のすべての建築物）	静岡/5F	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
28	建設リサイクル法		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（床面積80㎡以上の建築物解体、床面積500㎡以上の建築物新築、請負金額1億円以上の建築物改修、請負金額500万円以上の建築物以外、の工事(土木工事等)）	静岡/5F	建築安全推進課	指導係 054-221-1267
29	災害危険区域		災害危険区域（県条例４条）の確認（急傾斜地崩壊危険区域）	静岡県静岡土木事務所	維持管理課 建築住宅課	054-286-9317 054-286-9346
				静岡/6F	建設政策課	土木防災係 054-221-1446
29	都市機能誘導区域		都市再生特別措置法第108条及び第108条の２に基づく届出 ※静岡市では「都市機能誘導区域」を「集約化拠点形成区域」と称する。	静岡/7F	都市計画課	土地利用計画係 054-221-1409
30	居住誘導区域		都市再生特別措置法第88条に基づく届出 ※静岡市では「居住誘導区域」を「利便性の高い市街地形成区域」と称する。	静岡/7F	都市計画課	土地利用計画係 054-221-1409
31	地区計画区域（条例未制定地区）		都計法第58条の2（丸子池田線・宝台院下島線沿道、下川原南、興津・八木間、東静岡地区、清水駅東地区、清水駅西地区）	静岡/7F	都市計画課	土地利用計画係 054-221-1409
32	静岡市下水道条例		下水道条例第5条～第7条(排水設備等の計画の確認、排水設備等の工事の検査、排水設備等の工事の施行)	上下水道局庁舎/5F	下水道維持課 （葵区、駿河区）	排水設備係 054-270-9235
				清水/6F	下水道事務所 （清水区）	排水設備係 054-354-2744
33	土地区画整理事業区域		土地区画整理法第76条の規定に基づく施行地区内行為の許可 （恩田原・片山地区） （宮川・水上地区）	大谷・小鹿まちづくり推進課（西大谷12-9）	大谷・小鹿まちづくり推進課	（恩田原・片山地区） 区画整理係　054-238-1980 （宮川・水上地区） 開発推進係　054-238-1981
34	路外駐車場		駐車場法第12条　　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条	静岡/7F	交通政策課	企画係 054-221-1471
35	ヘリポート周辺における 建築物等設置の制限		航空法第49条による制限表面区域の建築制限（薬師、諏訪、沼上）	静岡/7F	交通政策課	管理係 054-221-1412
36	風致地区		都市計画法第58条　静岡市風致地区条例による許可（横砂山、三保久能海岸、有度山、清見寺、城内、賤機山、谷津山、大浜久能海岸、向敷地丸子、大崩）	静岡/7F	緑地政策課	緑化推進係 054-221-1249
37	生産緑地地区		生産緑地法第8条の許可	静岡/7F	緑地政策課	緑化推進係 054-221-1249
38	みどり条例		静岡市みどり条例　緑化に関する計画協議 （公共建築物：都市計画区域内のすべて、民間の事業所等：都市計画区域内の敷地面積が1000㎡以上の事業所等）	静岡/7F	緑地政策課	緑化推進係 054-221-1249
39	河川、道路占用（市管理）		河川法、道路法、法定外公共物管理条例（水路敷、里道）	静岡/6F	土木管理課 （葵区、駿河区）	葵区　占用第１係 054-221-1442 駿河区　占用第２係　054-221-1491
				清水/7F	土木事務所 （清水区）	管理係 054-354-2218

Ｎｏ	項目	ﾁｪｯｸ欄	調査内容	場所	担当課名	係名
40	河川占用（国・県管理）		河川法第24・26条（国管理：安倍川・藁科川）	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所　安倍川出張所		054-250-8102
			河川法第24条・27条（国管理：大井川・関の沢川）	国土交通省中部地方整備局 長島ダム管理所		0547-59-1021
			河川法第24・26条（国管理：富士川）	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所　富士川下流出張所		0545-61-0078
			河川法第24・26条（県管理河川：巴川、庵原川、興津川等）	静岡県静岡土木事務所	維持管理課	維持管理班 054-286-9317
41	河川法に基づく許可等		河川法　（大門川、浜川、小豆川、大正寺沢川、秋山川、その他葵・駿河区の準用河川等）	静岡/6F	河川課	河川係 054-221-1087
			河川法　（清水区の準用河川等）	清水/7F	土木事務所	工事係 054-354-2247
			河川法　（県管理の河川）	静岡県静岡土木事務所	維持管理課	054-286-9317
42	砂防指定地		県砂防指定地管理条例第3条（行為の制限）	静岡県静岡土木事務所	維持管理課	054-286-9317
43	地すべり防止区域		地すべり等防止法第18条（行為の制限）			
44	海岸保全区域		海岸法第7条（占用）8条（行為の制限）			
45	一般公共海岸区域		海岸法第37条の4（占用）の5（行為の制限）			
46	雨水流出抑制		静岡市雨水流出抑制対策要綱(葵区・駿河区)	静岡/6F	河川課	河川係 054-221-1087
			静岡市雨水流出抑制対策要綱(清水区)	清水/7F	土木事務所	工事係 054-354-2247
47	雨水浸透阻害行為		特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可（葵区・駿河区）	静岡/6F	河川課	河川係 054-221-1087
			特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可（清水区）	清水/7F	土木事務所	工事係 054-354-2247
48	一級河川保全区域		河川法第55条　（安倍川　玉機橋より河口まで　直轄管理区間内）	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所　安倍川出張所		054-250-8102
			（藁科川　富厚里橋より安倍川合流点まで　直轄管理区間内）			
			〃　（富士川直轄管理区間内）	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所　富士川下流出張所		0545-61-0078
49	自然公園		静岡県立自然公園条例（奥大井、日本平・三保松原） 自然公園法（南アルプス国立公園）	静岡/13F	環境共生課	環境影響評価係 054-221-1466
50	名勝地等保存地域		文化財保護法第125条第1項　史跡名勝現状変更許可（名勝三保松原：三保、折戸、三保松原町）	静岡市三保松原文化創造センター（みほしるべ）（三保1338-45）	歴史文化課	三保松原文化創造センター 054-340-2100
			〃　（名勝日本平・史跡久能山）	静岡/16F	歴史文化課	文化財保護係　054-221-1066
			〃　（史跡片山廃寺跡・史跡小島陣屋跡）	静岡/16F	歴史文化課	埋蔵文化財係　054-221-1069
51	文化財、遺跡		文化財保護法、第93条、第94条、すべての遺跡を対象	静岡/16F	歴史文化課	埋蔵文化財係 054-221-1069
52	敷地内の法定外公共物		法定外公共物の用途廃止	静岡/6F	土木管理課	登記係 054-221-1237
53	電波伝搬障害防止区域指定（電波法）		電波法第102条の3に基づく届出（重要無線通信の電波伝搬障害防止区域で地表高31ｍを超える高層建築物等の新築、増築等）	総務省　東海総合通信局　無線通信部　陸上課		052-971-9615
54	工場立地		工場立地法（製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱・太陽光発電所は除く）で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上）	清水/5F	産業基盤強化本部	立地環境整備係 054-354-2046
55	大規模小売店舗		大規模小売店舗立地法（店舗面積1,000㎡超）	清水/5F	商業労政課	商業・まちなか活性化係 054-354-2306
56	商業施設の建築等		静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（小売業を行う部分1,000㎡超）	清水/5F	商業労政課	商業・まちなか活性化係 054-354-2306
57	医療法関係		医療法に係る建築物　（病院）	静岡市保健所/2F	生活衛生課	医療安全対策係 054-249-3159
			医療法に係る建築物　（診療所、助産所）	（葵区、駿河区） 静岡市保健所/2F （清水区） 清水/2F 7/7より清水/3F	（葵区、駿河区） 生活衛生課 （清水区） 保健所清水支所	（葵区、駿河区） 医療安全対策係 054-249-3158、3159 （清水区） 生活食品衛生係 054-354-2214
58	歯科技工士法関係		歯科技工士法に係る建築物　（歯科技工所）			
59	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る建築物　（薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業）			
60	毒物及び劇物取締法関係		毒物及び劇物取締法に係る建築物（毒物劇物販売業）			
61	特定建築物		建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項、第2項 （特定用途面積が3,000㎡以上の場合の特定建築物の届出）	静岡市保健所/2F	生活衛生課	生活衛生係 054-249-3155
62	興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所		興行場法、旅館業法、公衆浴場法各法で規定する構造設備基準についての協議	静岡市保健所/2F	生活衛生課	生活衛生係 054-249-3156
			理容師法、美容師法、クリーニング業法各法で規定する構造設備基準についての協議（葵区・駿河区）	静岡市保健所/2F	生活衛生課	生活衛生係 054-249-3156
			理容師法、美容師法、クリーニング業法各法で規定する構造設備基準についての協議（清水区）	清水/2F 7/7より清水/3F	保健所清水支所	生活食品衛生係 054-354-2214
63	地下水使用		静岡県地下水の採取に関する条例（吐出口径42.2㎜を超える井戸）	静岡/13F	環境保全課	水質係 054-221-1359
64	土壌汚染対策		土壌汚染対策法第４条、第３条 ４条：土地の形質変更が3,000㎡以上（有害物質使用特定施設の場合は900㎡以上） ３条：水質汚濁防止法、下水道法に規定される有害物質使用特定施設の廃止等の場合	静岡/13F	環境保全課	水質係 054-221-1359
65	公害関係法令		大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全に関する条例に規定される特定施設及び特定建設作業（一定規模以上の解体等工事を行う場合の石綿事前調査結果の報告。事前調査の結果、解体等工事を行う建築物等に石綿含有吹付け材等が使用されていることが判明した場合、特定粉じん排出等作業実施の届出）	静岡/13F	環境保全課	大気係　054-221-1358 水質係　054-221-1359
66	ごみ集積所設置		宅地造成及び共同住宅等集合住宅にかかるごみ集積所設置に伴う協議	静岡/13F	収集業務課	適正排出推進係 054-221-1365
67	環境影響評価制度		環境影響評価法、静岡県環境影響評価条例、静岡市環境影響評価条例	静岡/13F	環境共生課	環境影響評価係 054-221-1466
68	危険物製造所等設置許可等		消防法第11条第１項に基づく設置許可等	消防局庁舎/５Ｆ	予防課	危険物規制係 054-280-0191
69	火薬類取締法に基づく許可等		火薬類取締法第３条、５条、12条に基づく許可及び第11条第１項ただし書の規定による申請			保安係 054-280-0194
70	高圧ガス保安法に基づく許可等		高圧ガス保安法第５条、16条に基づく許可			
71	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可等		液化石油ガス法第３条、36条に基づく許可			
72	化製場		化製場法で規定する構造設備基準についての協議	静岡市保健所/2F	生活衛生課	生活衛生係 054-249-3155
73	墓地		墓地埋葬法で規定する構造設備基準についての協議			
74	浄化槽法・静岡市浄化槽取扱要綱		既存浄化槽を使用する場合、各種届出や報告書の必要性の確認 既存浄化槽を使用しない場合、既存浄化槽の使用廃止届の確認（法第11条の3） 浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査の受検（要綱第4条） 浄化槽使用開始に関する報告書（法第10条の2、要綱第5条、第11条） 浄化槽管理者変更に関する報告書（法第10条の2の第2項・第3項、要綱第11条）	静岡/13F	廃棄物対策課	浄化槽推進係 054-221-1264

＜要綱その他による関連事項＞

Ｎｏ	項目	ﾁｪｯｸ欄	調査内容	場所	担当課名	係名
75	地下道等		地下道や地下道に接続する建物に関する設置基準	静岡/7F	都市計画課	都市施設計画係 054-221-1476
76	環境配慮指針		静岡市環境配慮指導取扱要領（住宅、共同住宅、 延床面積が概ね70㎡以下である事務所・倉庫・自動車車庫を除く）	静岡/13F	環境保全課	大気係 054-221-1358 水質係 054-221-1359
77	中規模小売店舗		静岡市中規模小売店舗の出店等に関する要綱 （店舗面積300㎡以上1,000㎡以下）	清水/5F	商業労政課	商業・まちなか活性化係 054-354-2306
78	再開発基本計画		再開発促進地区（呉服町・紺屋町・七間町）	静岡/7F	景観まちづくり課	再開発・区画整理係 054-221-1410
79	駅周辺計画		静岡駅南口周辺地区（駅南口街区）	静岡/7F	景観まちづくり課	まちづくり推進係 054-221-1413
80	風俗営業関連		風俗営業に係る許可申請及び届出（風営法にかかる一号～五号　営業許可申請及び深夜酒類提供飲食店開始届）	所轄警察署	生活安全課　許認可係	
81	静岡県防犯 まちづくり条例		静岡県防犯まちづくり条例　第17条～19条 （犯罪の防止に配慮した住宅とするための措置（任意））	静岡県くらし・環境部県民生活局 くらし交通安全課		くらし安全班 054-221-3714
			静岡県防犯まちづくり条例　第20条 （建築確認申請時における助言等（任意））	所轄警察署	生活安全課	（葵）　中央警察署生活安全課 （駿河）南警察署生活安全課 （清水）清水警察署生活安全課
82	建築協定締結		建築協定締結地区 （フローラタウン美和野、清水堂林ABCD地区、清水船越地区北矢部）	建築安全推進課 地元自治会等	建築安全推進課	審査係 054-221-1259
83	臨港地区及びその周辺		清水港・みなと色彩計画への協力	浪漫館/14F 清水区港町2-10-1	清水みなと振興課	みなと色彩係 054-354-2432
84	住居表示		住居表示地区へ建物を建てる場合　（葵区）	静岡/1F	地域総務課	区民生活係 054-221-1595（葵）
			〃　（駿河区）	駿河/3F	地域総務課	区民生活係 054-287-8697（駿河）
			〃　（清水区）	清水/4F	地域総務課	区民生活係 054-354-2170（清水）
85	三保半島景観形成ガイドライン		三保半島景観形成ガイドラインに基づく、対象地域の景観誘導の指針	静岡/7F	景観まちづくり課	都市景観推進係　054-221-1049
86	くさなぎ景観デザインブック		くさなぎ景観デザインブックに基づく、対象地域の景観誘導	清水/9F	清水まちづくり推進課	まちづくり推進係　054-354-2018
87	無電柱化指定路線		無電柱化指定路線（電線共同溝等設置路線）沿いに建物を建てる場合	静岡/4F	道路保全課	交通安全施設係　054-221-1284
88	恩田原・片山地区 景観(外構・眺望)協定		対象地域の景観誘導	大谷・小鹿まちづくり推進課（西大谷12-9）	大谷・小鹿まちづくり推進課	区画整理係 054-238-1980
89	恩田原・片山地区 屋外広告景観協定		対象地域の景観誘導	大谷・小鹿まちづくり推進課（西大谷12-9）	大谷・小鹿まちづくり推進課	区画整理係 054-238-1980